

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書を申請される方へ

1 接種証明書について

接種証明書を「**海外用証明書**」として使用される場合には、「国籍・地域」「旅券番号」が印字されます。「**国内用証明書**」として使用される場合には、接種証明書に「国籍・地域」「旅券番号」は印字されません。

※接種証明書は「特例臨時接種」として接種した予防接種のみが対象となります。

※国内では従来どおり、接種時に受け取った「**接種済証明書**」や「**接種記録書**」を**証明として使用できます**。紛失されていない場合は、それらもご利用ください。

接種証明書は、接種時に住民票があった自治体で発行します。

引っ越し等で第1回と第2回で接種時の住所地が違う場合、それぞれの市町村に申請いただく必要があります。

(例) A市で第1回接種し、その後三田市に転入して第2回接種を受けた場合
⇒三田市で発行できるのは第2回接種分のみになります

2 申請に必要なもの

必要書類

①**申請書** (新型コロナウイルス感染症 予防接種証明発行申請書)

※市民課窓口にて配布。市ホームページからダウンロードもできます。

②「**接種券**」 及び 「**接種済証明書**」又は「**接種記録書**」(接種時に受け取られたもの)
(接種券番号 及び 接種事実の確認のため。紛失された場合を除く。)

③**本人確認書類**

【海外用証明書】 パスポート

【国内用証明書】 (例) マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証 等

※本人確認書類は、「氏名と生年月日」が記載されたもの(接種券・マイナンバーを確認できるもの いずれもない場合は、「氏名・生年月日・現住所」が記載されたもの)

④**委任状 及び 代理人の本人確認書類** (代理人が申請される場合)

※本人の自筆署名入りの委任状が必要です。

※ご家族や同世帯の方でも委任状が必要です。

※郵送申請の場合は、申請書(郵送用)に委任の欄があります。

※親が未成年の子の証明書を取得する場合は不要です。

原則、申請者の現住所への送付となります。(返送先が現住所と異なる場合は、返送先住所が記載された本人確認書類の写しを添付)

窓口で申請された場合にも、即日交付はできません。また、発行には1週間程度(目安)必要となります。

3 申請方法

申請方法

[窓口] 申請書にご記入のうえ、必要書類を添えて申請してください。

[郵送] 三田市のホームページより申請書をダウンロード、ご記入のうえ、必要書類を添えて健康増進課へ送付してください。

※郵送の場合、添付書類等（上記②～④）はコピーを送付ください。

（パスポートは身分記載事項のページのみ）

〒669-1514 三田市川除 675

三田市役所 健康増進課（総合福祉保健センター2F）

TEL 079-559-6155

FAX 079-559-5705

※当面の間、市民課窓口でも申請を受け付けていますが、即日発行はできません。

受付後、健康増進課より郵送で発行します。

〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号

三田市役所 市民課（本庁舎1F 7番窓口）

TEL 079-563-1111（代表）

079-559-5044（市民課直通）

FAX 079-560-2101